

## 報酬等の支給基準

○定款第8条に定めている

評議員の報酬等は無報酬とする。

○定時評議員会において

議案第2号議案として役員報酬基準等を

無報酬とすると可決承認した。

以上に基づいて基準を定める。

平成29年6月1日

社会福祉法人あさひ福社会

理事長 武智勇治